

生徒会規約及び各種細則

第1章 総則

第1条（名称）本会は、神奈川県立横浜平沼高等学校生徒会（以下本会とする）と称する。

第2条（目的）本会は、本校の教育方針に基づき、自主活動を通して健全な学校自治と校風の維持刷新につとめ、会員相互の親睦と豊かな人格の形成を図ることを目的とする。

第3条（会員）本会は、本校に在籍する生徒会員をもって、これを組織する。

第2章 顧問

第4条（顧問）本会には校長の委嘱する顧問をおく。

第5条（職務）顧問は本会の運営及び活動についての指導助言にあたる。

② 顧問は本会の決定事項を校長に報告し、その承認を得る。

第6条（校長の権限）校長は、生徒会活動全般にわたる最終的決定権をもち、その責任を負う。

第3章 執行機関

第7条（役員）本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

記録 1名

正副会計部長 各1名

正副庶務部長 各1名

正副運営部長 各1名

正副部担当部長 各1名

第8条（会長）会長は本会を代表し、会務を総括する。

第9条（副会長）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第10条（記録）記録は、本会の記録並びに文書の保管及び決定事項の公示を行う。

第11条（会計）会計は、本会の会計全般にわたる事項を行う。

第12条（庶務）庶務は、クラス庶務委員を統括し、校外機関等との折衝、その他本会の総務を行う。

第13条（運営）運営は、クラス運営委員を統括し、各行事の立案及び運営を行う。

第14条（部担当）部担当は、本会に所属する部及び同好会全般にわたる事項を行う。

第15条（役員の選出及び任期）各役員の選出方法は次のように定める。

1. 会長及び副会長は全会員の選挙により選出される。

2. 各副部長は会長の任命によるものとする。

② 各役員の選挙の管理は、選挙管理委員会が行う。本委員会については、別に定める細則による。

③ 各役員の任期は1年とし、前期の6月1日より、翌年5月31日までとする。

第4章 議決機関

第1節 議決機関

第16条（議決機関）本会の議決機関として、生徒総会及びクラス委員会をおく。

第17条（議長）議長及び副議長は、生徒総会及びクラス委員会の運営を行い、記録並びに文書の保管及び決定事項の公示等は、議長の任命した書記が行う。

② 正副議長の選出及び任期は、会長及び副会長の例による。

第 18 条（兼任の禁止）正副議長は、生徒会役員を兼ねることはできない。

第 2 節 生徒総会

第 19 条（最高議決機関）生徒総会を本会の最高議決機関とする。

第 20 条（招集）生徒総会は、次の場合会長が招集する。

1. 定期総会（4月）

2. 会長の要請

3. クラス委員会の要請

4. 会員 1 / 3 以上の文書による要求のあった場合

第 21 条（議事）生徒総会は、あらかじめ公示された次の事項及びこれに関連した事項についてのみ審議決定することができる。

1. 規約改正

2. 年間行事予定の承認（4月）

3. 役員紹介

4. 決算の承認

5. 会長の要請した事項

6. クラス委員会の要請した事項

7. 会員 1/3 以上の文書による要求のあった事項

② 前項の各号のうち第 2 号及び第 4 号に関しては、クラス委員会の審議をへるものとする。

第 22 条（定足数及び議決）生徒総会は全会員の 2 / 3 以上の出席がなければ、議事を行い議決することはできない。ただし、1 月 1 日から 3 月 31 日までは、1 年及び 2 年の全会員の 2 / 3 以上とする。

② 生徒総会の議決は過半数とし、可否同数の場合は議長の裁決による。ただし、保留者が可否の意志表示をした者を上まわるときは、その効力を有しないものとする。

第 3 節 クラス委員会

第 23 条（クラス委員会）クラス委員会は生徒総会で決定すること以外の事項について審議決定する。詳細は別に定める細則による。

第 5 章 クラス生徒会

第 24 条（クラス生徒会）クラス生徒会は各クラスごとにこれをおく。

② クラス内の選挙により次の委員を選出する。

1. クラス委員 2 名

2. クラス庶務委員 2 名

③ クラス内の各委員の任期は生徒会役員の例による。

第 6 章 部活動

第 25 条（部及び同好会）本会には、会員の健全な趣味と個性を生かし、かつ相互の親睦のために部及び同好会をおく。部及び同好会の内容については、別に定める細則による。

第 7 章 会計

第 26 条（収入）本会の収入は、会費、寄付金、事業益金、その他雑収入による。

第 27 条（会計年度）本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 28 条（予算）本会の予算案は、執行部でこれを作成し、会長がこれをクラス委員会に提出して、

その審議承認を得る。

第 29 条（決算） 本会の決算案は会長がこれを集計し、会計監査をへて 4 月 30 日までに生徒総会に報告し、その承認を得る。

第 30 条（会計細則） 本会の会計及び会計監査については、別に定める細則による。

第 8 章 改正

第 31 条（改正） 本会規約の改正は次の場合にクラス委員会で審議される。

1. 会長の改正案提出があった場合。

2. 会員の 1/3 以上の文書による要求があった場合。

② クラス委員総数の 2 / 3 の賛成をもって発議され、生徒総会で過半数の賛成が得られたときに改正される。

附則

第 1 条（細則） 本規約に必要な細則の作成並びに改正及び制定は執行部が行い、クラス委員会の審議決定をへなければならない。

第 2 条（施行） 本規約は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条（経過措置） 昭和 60 年 3 月 31 日までの期間は特別措置により運営する。

附則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

クラス委員会細則

第 1 章 総則

第 1 条〔制定〕 本細則は生徒会規約第 23 条による。

第 2 条〔クラス委員会の使命〕 クラス委員会は生徒会全会員の意見を広く反映した公正な審議を行うべく最善の努力をしなければならない。

第 2 章 クラス委員会

第 3 条〔クラス委員会〕 会議はクラス委員会と称する。

第 4 条〔議題〕

① クラス委員会はクラス生徒会及び生徒会会員から出された議題のうち、議長が必要と認めた議題及び議長が提出した議題、並びに会長から要請された議題について討議する。

② 委員 5 名以上の要請のあった議題を議長はクラス委員会に諮らなければならない。

第 5 条〔召集及びその公示〕

① クラス委員会は次の場合議長が召集する。

会長が要請した場合

議長が必要と認めた場合

委員 10 名以上の要求があった場合

② 召集は最低 3 日前までには公示されねばならない。

第 6 条〔公示の方法〕 召集の公示は集会の期日、場所、議題を明示する。

第 3 章 構成

第 7 条〔構成〕 クラス委員会は議長 1 名、副議長 1 名、書記 2 名、並びに各クラスの委員 2 名により構成する。

第 8 条〔議長〕 議長はクラス委員会の秩序を守り公正な立場において議事の進行を計り、議会を代

表する。

第9条〔副議長〕副議長は議長を補佐し、議長に事故があった場合これを代行する。

第10条〔書記〕

- ① 議長は書記2名を任命する。
- ② 書記は生徒会規約第17条に基づきクラス委員会の議事内容を議事録に明確に記入する。又、その他クラス委員会の記録に関する一切の仕事を司り、それらの文書の保管を行う。
- ③ 書記はクラス委員会で議決された事項を、クラス委員会よりにより即日発行しなければならない。

第11条〔委員〕

- ① 委員はクラス生徒会の意見を代表する。
- ② 委員はクラス委員会の開かれた後、その内容をクラス生徒会において詳しく説明しなければならない。

第12条〔定数の減少〕次の学年の委員は定められた期間オブザーバーとし定数は減少したものと考える。

- (1) 第1学年 4月入学時より5月上旬のクラス生徒会選挙まで
- (2) 第3学年 1月1日以降

第13条〔成立〕クラス委員会は全クラス数の2/3以上の出席をもって成立する。

第4章 クラス生徒会

第14条〔クラス生徒会〕クラス生徒会は次のことを行う。(3)(4)(5)においてはクラス委員の責任においてこれを行う。

- (1) 全員投票
- (2) クラス生徒会選挙
- (3) 生徒会規約第20条による全員投票前の討議
- (4) クラス委員会の議題についての討議
- (5) その他生徒会に関する事項の処理

第5章 会計監査委員

第15条〔会計監査委員〕

- ① 会計監査委員はクラス委員より2名を選ずる。その方法は第18条に準ずる。
- ② 会計監査委員は9月と3月の定期監査と、議長及びクラス委員5名以上の要請があった場合、本会会計の監査を行い委員長はこれをクラス委員会において報告しなければならない。

第6章 運営

第16条〔運営〕クラス委員会は議長の責任において行われる。

第17条〔公開〕クラス委員会の審議はこれを公開とする。ただし議長は、クラス委員会の承認を得てこの公開を制限することができる。又委員は書記に議事録の提出を求めることができる。

第18条〔議決〕クラス委員会は第13条に基づき成立した場合、議決を行うことができる。議事は出席委員の過半数の賛成でこれを可決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第19条〔修正動議〕

- ① 予算案以外の議決の修正動議は委員5名以上の賛成で成立する。
- ② 予算案の修正動議は委員5名以上の賛成で発議し出席委員の1/3の賛成で成立する。

第20条〔調査の委託〕議員5名以上の発議で特別調査委員会を設置し、議事の調査を特別調査委

員会へ委託できる。

第21条 [参考人]

① 委員の5名以上の発議によって議案に関する参考人の出席を議長に委託できる。

② 参考人はその議案に関する事のみ発言できる。

第7章 細則の改正

第22条 [改正] 本細則の改正については、議長が必要と認めた時及び議員5名以上の賛成によつて発議された時討議され、第18条を満たした時成立する。

第8章 補則

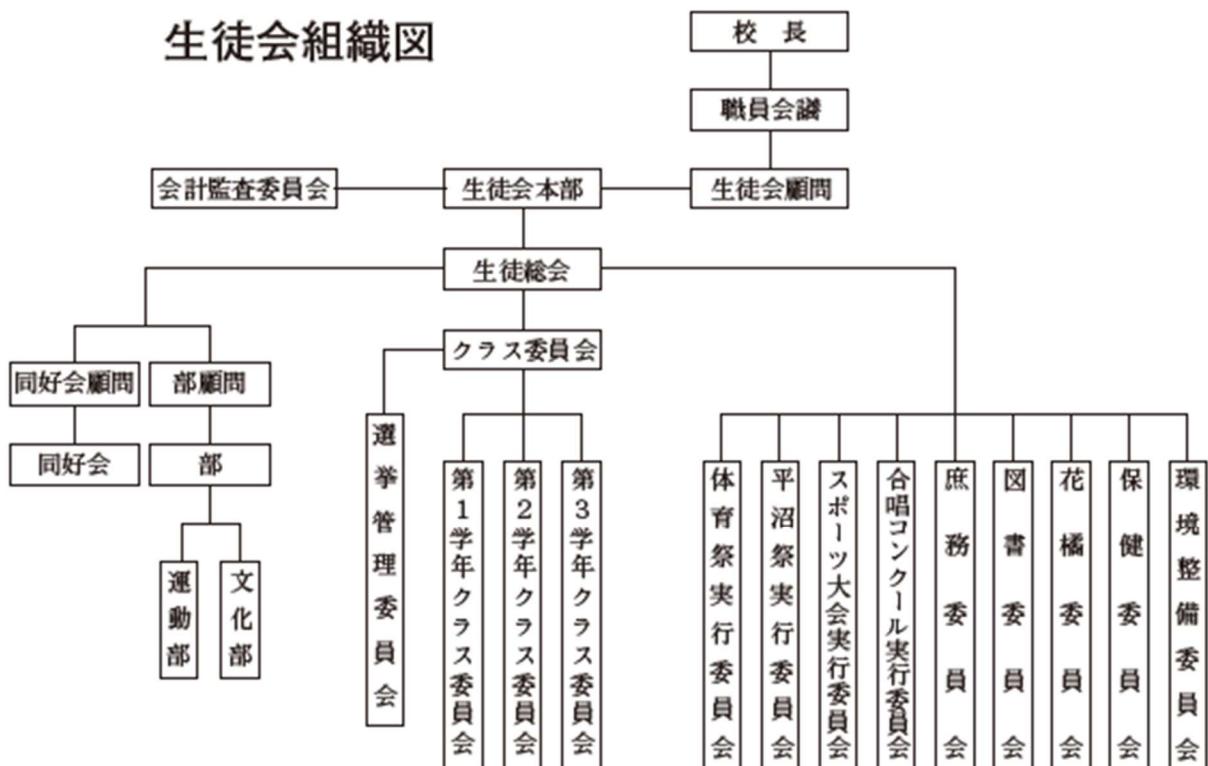
第23条 [その他] その他、こまかい議事運営方法は、議長の判断によって決め、多数委員の意見により補われる。これは原則として生徒会規約並び本クラス委員会細則にのつとて行うものとする。

第24条 [施行] 本細則は昭和61年4月1日より施行される。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

生徒会組織図



選挙に関する細則

第1条 本細則は正副会長（以下役員選挙という）及び全員投票について適用する。

第2条 選挙管理委員会（以下委員会という）は、生徒会規約第15条によりクラス委員会によつて委員5名が指名され会長が任命する。その中の1名を互選により選挙管理委員長とする。選挙管理委員長は委員会を代表する。

第3条 委員会は正副会長、正副議長の選挙管理及び全員投票の管理を行う。

第4条 委員会の任期については会長及び副会長の例による。

第5条 本生徒会の会員はすべて選挙権、被選挙権を有する。

第6条 委員会の委員が役員に立候補する時は委員をやめなければならない。その際、会長はクラス委員会の指名により、直ちに欠員を補わなければならない。

第7条 選挙期日は5月30日までとする。ただし、役員が決定しない時はこの限りではない。

第8条 選挙の公示においては全会員に十分徹底できる期間を設けなければならない。

第9条 委員会は原則として選挙日の3日前までに立候補者を明確に告示しなければならない。

第10条 選挙運動は立候補の届け出をすませた日から選挙前日までとする。

第11条 選挙運動に関する放送、文書及びポスター等の制限は委員会が設ける。この規定に違反した候補者及び会員の処分については委員会に一任する。

第12条 委員会は選挙公報を発行する事が出来る。

第13条 委員会は場所と期日を定めて、1人につき少なくとも1回の立会演説会を行う。

第14条 選挙は秘密選挙とし、全会員の直接選挙で行う。投票は委員会の指定した時間及び場所で行う。

第15条 投票用紙は委員会が定める。

第16条 委員会は同一役員に対立候補がたった時は指名投票を、1名のみたった時は信任投票を行う。

第17条 開票は委員会が行う。

次の投票は無効とする。又、委任投票は認めない。

- (1) 規定の用紙を使用しないもの
- (2) 委員会の定めた記入方法をとらなかったもの
- (3) 白紙投票であるもの

第18条 指名投票においては、有効投票による多数決、信任投票においては有効投票の過半数を獲得したか否かによって、当落を決定する。ただし、いずれの場合も登校生徒数の3分の2の有効投票がない時、又は1回の投票によって役員が決定しなかった時は、投票を無効とし、再度投票を行う。この時、各役員の選挙はそれぞれ別個の全員投票とみなされる。

第19条 選挙に使用された投票用紙は委員会が責任をもって10日間保管しなければならない。

第20条 選挙のための費用は生徒会費でまかなう。

第21条 選挙及び委員会の発表に関して異議のあるものは、これを会長に提出することが出来、受諾後、会長は直ちにクラス委員会を召集し、疑義をたださなければならない。

これについての最終決定はクラス委員会が行う。

第22条 本細則第1条に規定の役員についての罷免は次の場合議会で審議する。

- (1) クラス委員会細則に基づき、不信任案が提出された時
- (2) 会員200名の署名による不信任案が提出された時

不信任案が採決された場合は、全員投票を行い、全会員の過半数の賛成を得た時、罷免は成立する。

第23条 本細則第1条に規定された役員のうち、1名でも欠けた場合は、早急に補欠選挙を行う。

第24条 本細則の改正は次の場合クラス委員会が審議し、その決定によってなされる。

- (1) 会長が改正案を出したとき
- (2) クラス委員会細則に基づく動議が採決された時

第25条 本細則は昭和61年4月1日より施行される。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

部活動・同好会に関する細則

第1条 本会は、部・同好会を置く。

第2条 部は、1名以上の部員を有し、部活動補助費の配布を受ける権利を有する。

第3条 同好会は、5名以上の会員を有し、部活動補助費の配布を受ける権利を有しない団体をいう。

第4条 同好会は、5名以上の会員を有し、生徒会長への申請を行い、生徒会執行部の決定及び、クラス委員会の承認を得た時に成立する。

第5条 部は、毎年度2月1日の時点で、1・2年生部員がいない場合、同好会に降格する。

第6 同好会は、毎年度2月1日の時点で、1・2年生部員がいない場合、廃会となる。

第7条 同好会は、会長に申請し、毎年度2月1日の時点で、6ヶ月以上の継続的な活動があり、生徒会執行部で、認められた場合は、次年度の4月より部に昇格することもできる。

第8条 同好会であっても、会長に申請し、生徒会執行部で、認められた場合は、大会に、部として登録・出場しても良い。

第9条 本会則の改正は、次の場合クラス委員会において審議され、その決定により成立する。

- ① 会長が改正案を出したとき
- ② 部長会議において動議され採択されたとき
- ③ クラス委員会において動議され採択されたとき
- ④ クラス委員会細則に基づいて議長に申請されたとき

第10条 部長会議は、各部部長、各会会長1名ずつをもってこれを構成する。

第11条 本細則は、昭和61年9月1日より施行する。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

部活動・同好会

生徒会は、令和7年4月現在、次の部・同好会を置く。

【文化部】

演劇部	国際交流部
オーケストラ部	クイズ研究部
華道部	
合唱部	
かるた部	【文化系同好会】
軽音楽部	英語ディベート同好会
茶道部	ボードゲーム同好会
吹奏楽部	
生物研究部	
Handmade 部	
美術部	
文芸部	
放送部	
漫画研究部	
写真部	

【運動部】

弓道部
剣道部
硬式野球部
サッカーチーム
ダンス部
テニス部（女子）
テニス部（男子）
バスケットボール部（女子）
バスケットボール部（男子）
バドミントン部（男子・女子）
バレー部（女子）
ハンドボール部（女子）
陸上競技部

合宿規定

1. 目的

共同生活を通して、相互の人間関係を深め、規律ある生活と心身の鍛錬に励み、個々の体力と技術の向上をはかる。

2. 期間

原則として休業期間中とする。（1回の泊数は4泊5日までとする。）

3. 実施場所

原則として校外で実施する。

4. 指導引率者

合宿の引率は顧問2名を原則とし、教諭又は総括教諭を含むこととする。なお、2名のうち1名は、校長が認めた者に限り顧問以外の者を、あてることができる。引率者は生徒と同宿し指導にあたる。

5. 費用

生徒の費用は参加者の負担とする。また金額は総額45,000円を上限とする。（計画の際はなるべく保護者に負担がかからないように配慮する。）

6. 実施までの手順

- (1) 実施を希望する部活動は2ヶ月前までに合宿実施計画届を生徒会グループに提出する。
- (2) 生徒会グループで検討・調整し問題がなければ職員会議で承認を得る。
- (3) 顧問は合宿参加承諾書を作成し、保護者の承諾を得る。

(4) 必要に応じて合宿前健康診断を受けさせる。

7. 留意事項

(1) 部員の健康管理には充分に注意する。

(2) 緊急時に備えて医療機関等への連絡方法を確保し緊急体制を整える。